

○沖縄県立看護大学に関する公舎管理要綱

(平成11年3月23日総務部長決裁)

(趣旨)

第1条 この要綱は、沖縄県立看護大学の公舎の管理に関し、沖縄県公舎管理規則（昭和58年沖縄県規則第22号。以下「規則」という。）に定めるもののほか必要な事項を定めるものとする。

(教員の入居)

第2条 県立看護大学教員（以下「教員」という。）は、規則第13条第1号の規定に基づき有料公舎に入居することができる。

(公舎の借受け)

第3条 規則第7条の規定に基づき建物を教員の公舎とする目的で借り受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した書面により福祉保健部長（以下「公舎管理者」という。）の承認を得なければならない。

- (1) 建物の所在地
- (2) 建物及びその敷地の所有者の住所及び氏名
- (3) 建物の現況及び建築年月日
- (4) 建物の構造及び面積
- (5) 借り受けようとする理由
- (6) 賃借料の予定額
- (7) 経費の支出科目及び予算措置額
- (8) 前各号に掲げるもののほか、その他参考となる事項

(借受けの承認基準)

第4条 前条の規定に基づき教員の公舎を設置する目的で建物を借り受けようとする場合の承認基準は、別表のとおりとする。

(敷金等)

第5条 第3条の規定に基づき借り受ける建物（以下「借受け公舎」という。）の賃貸借契約の際に要する経費（敷金、礼金、仲介料等）は、県が負担する。

2 借受け公舎の賃貸借契約の更新の際に要する礼金、仲介料等必要な経費は、県が負担する。

(公舎の変更)

第6条 公舎管理者は、天災地変、立退通知その他特別の理由により教員が入居している借受け公舎を明け渡さなければならなくなった場合、又は公舎の管理等特別な理由により必要と認める場合には、第4条の承認基準により借受け公舎を新設して当該教員を入居させることができる。

(事務の分掌)

第7条 規則第5条第3項の規定に基づき、県立看護大学教員の公舎の維持及び管理に関する事務を県立看護大学長に分掌させる。

附 則

この要綱は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年3月10日から施行する。

別表 承認基準（第4条関係）

区 分	借 受 金 額	備 考
学 長	130,000円以下	
教 授 准 教 授	100,000円以下	
講 師	80,000円以下	
助 教	70,000円以下	
助 手	70,000円以下	